

平成三十年三月二十日 林大臣・閣議後記者会見【抜粋】

(記者)

先週から問題になっている前川氏の関係ですが、本日、一部報道で、池田議員が複数回、照会を文科省にし、市教委への質問項目の添削もされたと、赤池議員も照会をされたという報道がありました。事実関係、これでよろしいでしょうか。

(林大臣)

赤池議員、池田議員から問い合わせがあったことは事実ですが、今回、文科省が事実確認を行う必要があると判断したことに影響を与えるものではありません。赤池議員からは2月17日土曜日に官房長に対して報道にあった前川氏の授業について内容を確認してみてはどうかというコメントを頂きました。2月20日に名古屋市教委から確認した内容の御説明を同議員に行っております。また、池田議員からは2月19日月曜日に当該記事の提供を受け、2月22日木曜日に名古屋市教委から確認した内容の御説明を行い、3月1日に名古屋市教委への質問内容について情報提供を行った際にコメントを頂いております。尚、池田議員からのコメントも参考に、質問内容を一部修正をいたしておりますが、この修正はあくまでも文科省の主体的な判断で行ったものであり、議員の指示といったようなものではないということでございます。

(記者)

今、池田議員からのコメントも参考にして一部修正されたとおっしゃいましたけど、これはどういうことでしょうか。

(林大臣)

質問内容について、名古屋市教育委員会に送付する直前に、池田事務所に情報提供をいたしております。それから、二通目の質問内容については、情報提供をしていないわけでございます。池田議員から2点コメントがありまして、そのコメントも参考に質問内容を一部修正しております。1通目と2通目、3点変わっておりますが、そのうち、2点は池田議員からコメントがありましたので、そのコメントを受けて文科省の方で、判断して修正したということでございます。

(記者)

2点というのは何についてですか。

(林大臣)

今、詳細に事務方で具体的な修正内容については確認中でありますので、確認できしだい報告をさせていただきたいと思います。

(記者)

確認中というのは本人たちがそれで修正しているので時間がかかるのは変だなというふうに感じますけれども。もし、議員からのコメントとはいえ、そのような事実があるとすればとても驚愕というか、役人の方が議員の方からのコメントで修正するなど、私も今まで聞いたことがないんですけども。なぜ池田事務所の方に提供しなければいけなかったのですか。

(林大臣)

池田事務所については先ほど申し上げましたように、当該記事の提供を受けて、そして名古屋市教委から確認した内容の御説明も行ったうえで、この質問内容について情報提供を行ったということでございますので、その際に情報を提供した際にコメントを頂いたということでございます。

(記者)

それでかつ、名古屋のほうに、教育委員会のほうにふったのは文科省の主体的な判断だとおっしゃいますけれども、聞いてみるとしかし実態としてはそういった議員からのやりとりもあったわけで、やはりはたから見ると議員からの問い合わせがきっかけで、議員からのある程度考へがこの質問状に反映されているというふうに考えられますし、現場からすると政治的な介入だというふうに見えると思うんですけれども、その点大臣としてはどう受け止めいらっしゃいますか。

(林大臣)

事実確認を行う必要があると判断したのは文科省の判断でございますので、その判断に影響を与えるものではないというのは先ほど申し上げたとおりであります。前回の会見でも申し上げたように、結果として文科省の判断で行ったこの事実確認の中で表現ぶり等について誤解を招く、招かないように慎重にやる必要があったという注意はすでにしたところでございます。

(記者)

現在確かに今回今まで調査自体は法令に基づいてということを大臣も含め局長も繰り返しあっしゃっていますけれども、確認すると、大臣が前回の会見で調査をする場合には指導要領に違反しているとか、特定の児童生徒に不利益になるような恐れがある場合に調査をするということが一般的にあるとおっしゃられましたけれども、彼が、前川氏が講演をすることがそれに該当する、つまり指導要領の違反であったり児童生徒の不利益を生じる恐れがあるということに該当するのかというと、それはないように見えるんですけれども、その調査したこと 자체もやはり誤っていると思うんですが。

(林大臣)

そのこと自体はこの間の会見で申し上げたように、法令に基づいていろいろと問い合わせをして事実を確認したうえでそれを判断をする必要がありますので、まずは事実関係を確認する必要があったという判断をしたということだと思います。

(記者)

地方教法でも 48 条と 53 条があつて 48 条で指導、助言、援助があり、それを加味する形で 53 条に調査がありますけれども、その調査権限を使用する場合には、指導・助言・援助をする必要がある場合にというふうに書かれていますから、つまり合理的に考えて調査をしてみてどうだったかということじゃなくて、ある程度、指導・助言・援助をしなければいけないことが蓋然性が高くないと、つまり前回大臣も言われたように違反するような恐れがないと調査をするということにはならないと思うんですけれども。だからやはりそれが矛盾しているといいますか、行き過ぎていると思うんですけれども。

(林大臣)

おっしゃっていることの意味を全部理解しているか分かりませんが、それは事実確認をしていみないと条文に該当するかの判断ができませんので、事前の段階としてどういう事実だったかというのは、新聞報道だけで判断をするわけにいきませんので、事実確認をさせていただいて、その上でその判断をすると。そういう意味ではおっしゃるように、全く恐れがない場合にそれはするわけではないので、そういう判断も含めてその事前の段階としての事実確認をしたことだと思います。

(記者)

前川氏が事務方トップだったかつ本人も国家公務員法違反があったということだから経緯を確認する必要があったと述べられましたけれども。

(林大臣)

処分を受けているという事実ですね。

(記者)

それはその指導要領に違反するとか、何の権限でそれを判断されているんですか。何を根拠に判断されているのか分かりません。指導要領にそういうふうにするなというふうに書いてあるのか。それは文科省の暗黙の勝手な判断であって、何を根拠にそれを判断されているんですか。

(林大臣)

それは、この間、申し上げたように、地方教育行政法の条文に基づいて行われた判断だというふうに承知をしております。

(記者)

添削を受けていたということについて大臣はいつ御報告を受けているんですか。

(林大臣)

赤池議員、池田議員からの問い合わせがあった旨の報告は3月12日の月曜日です。1週間くらい前ですか。担当の初等中等教育局から報告を受けております。また池田議員に事前に質問を送付し、コメントがあったという旨の報告は3月19日に担当の初等中等教育局から報告を受けております。

(記者)

添削を受けたことについては大臣としては問題ないと考えてらっしゃるんでしょうか。

(林大臣)

先ほど申し上げましたように、添削という言葉は私は申し上げておりませんが、質問内容を事前に情報提供した際にコメントを頂いたということでございまして、そのコメントをどう判断するかは一義的には初中局の判断ということで、初中局の判断で質問を送付したということだと思っております。

(記者)

初中局の判断でされたことですが、大臣は19日の報告が出た時にそれは問題ないと思われたんですか。それとも今はやはりちょっとそれはやりすぎだったと考えてらっしゃるんでしょうか。

(林大臣)

一般論として私も国会に長くおりますので政府の行政、また企画、立案について与党として、御意見を申し上げるということはあることでございますので、それを受けてどう判断するかというのは行政で判断することであろうと思っております。従って、今回も先ほど申し上げた経緯の中で質問について情報提供をした際にコメントがあったということでございますので、コメントを受けてどうするかというのは行政の判断でございますが、それを受けてそういう判断をしたということでございますので、その後質問状を送ったということについては前回の会見で申し上げたように法令に則ってやっていることではあろうかと思いますが、内容について表現ぶり等について誤解を与えかねないようなことが無い様にしっかり注意してやるべきだという注意をしたところであります。

(記者)

そもそも質問内容を議員に見せる必要があったのかという点なんですけれども、それは問い合わせをしたらどうかという提案を受けたのであれば問い合わせをしたらいいだけあって、こういうふうに質問しますということをそもそも何でその議員さんに見せる必要があったので

しょうか。

(林大臣)

それは赤池議員、池田議員からそれぞれ先ほど申し上げたような経緯がありますので丁寧に対応したことだろうと思います。

(記者)

それは議員から質問内容を見せてほしいという要請があったということですか。

(林大臣)

先ほど申し上げたようにそういう経緯の中で情報を提供したというふうに聞いております。

(記者)

敬意の中でというのはちょっとよく分かっていないんですけども、赤池議員と池田議員から質問の内容を見えろという話があったんでしょうか。

(林大臣)

経緯は池田さんについて言いますと2月19日に当該記事の提供を受けております。これは先生の地元であったということもあると思いますが、2月22日に名古屋市教委から確認した内容のご説明も行っておりますので、更に質問を3月1日にするということについて情報提供を行ったということで、そういう経緯の中で丁寧に対応したというふうに理解をしております。

(記者)

先ほど、質問したことは法令に則っていて、ただ内容の表現ぶりが誤解を与えないようにという注意をされたとおっしゃったんですけども、表現ぶりの部分で議員からの問い合わせを反映してそれが余計な誤解を生むような表現に繋がっているということはないんでしょうか。

(林大臣)

今回の調査について報告を受けた際にはこういう事実関係の確認を行うにあたっては教育現場において誤解が生じないように十分に留意するべきことは当然でありますので、そのような観点からは今回の書面についてはやや誤解を招きかねない面もあったと考えられるために今回確認を行った初中局に対してはこのような事実関係を行う際には表現ぶり等について十分留意をする必要がある旨を伝えたところでございます。

(記者)

お答えになってないんですけど、議員からの要望を反映させた結果として表現が更に強いものになったということはないんですか。

(林大臣)

具体的な修正内容については先ほど申し上げたように事務方で確認中でございますので確認ができ次第ご報告させていただきたいと思います。

(記者)

確認でき次第というのはいつになるんでしょうか。

(林大臣)

事務方で今なるべく早くということでやっておりますので、事務方に聞いていただければと思います。

(記者)

事務方に聞けば分かるということですか。

(林大臣)

状況はどういうふうに今確認をしているかというのは分かると思います。

(記者)

先ほど一般論として行政のことに意見をすることはよくあるというふうにおっしゃったんですが、一般的な行政に対する議員からの御意見を反映するということと教育に対することっていうのは別のものとして考えられていると理解しているんですが、大臣のご見解はいかがでしょうか。

(林大臣)

教育に関わらず政策には、いろんな分野がございますので、与野党問わず色んな議員からの御指摘はしっかりと耳を傾けるということは大事なことではないかと思っております。これは行政を行うにあたって立法府の意見をしっかりと踏まえるということと、それから議員内閣制でございますので与党という立場もあるというふうに思っておりますが、先ほど申し上げたようにそのご意見を受けた上で最終的に行政としてどう判断するかというのはまさに行政の責任だということになると思います。

(記者)

そういうことではなくて、政治と教育の距離と意味で伺っているんですが、政治家として教育にどこまで介入していいのか、その辺の一般論として教育についての見解を一般論で語られているんですが、教育は特別という思いはないんでしょうか。

(林大臣)

教育については憲法や先ほど申し上げました法律に基づいてしっかりとやるということだと思っておりますので、しっかりと法律に基づいて行政を行う必要があるというふうに思っております。

以上